

# 普通預金（教育資金一括贈与専用預金）

令和3年9月1日現在

<p>1. 商品名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さんしん教育資金一括贈与専用預金 「勉強宣言！～孫よ・ろ・こ・ぶ～」 ※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用をうけるための口座です。</li> </ul>
<p>2. 対象となる方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人（受贈者） 「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」により直系尊属（會祖父母、祖父母、父母）から教育資金として贈与される0歳から30歳未満の方 ※受贈者お一人につき1口座のみ。専用口座を1つ開設された受贈者は、当金庫の他店舗や他金融機関での専用口座の開設はできません。 ※受贈者が贈与等を受けた前年における合計所得金額が1,000万円超である場合は専用口座の開設ができません。</li> <li>～販売期間～ ・平成25年8月5日～令和5年3月31日</li> </ul>
<p>3. 非課税となる教育資金の範囲と金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等（例：大学、高校等）に直接支払われる入学金その他の金銭 ～学校等への支払いは上限1,500万円</li> <li>・学校等以外（例：予備校・学習塾・スポーツ・文化教室等）に直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの ～学習塾やスポーツ教室等への支払いは上記1,500万円のうち、500万円を上限として非課税となります。</li> <li>・対象となる費用 ※領収書等が発行されることが必須となります。 ○学校等の場合 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学（園）試験の検定（試験）料、学用品費、修学旅行等、学校給食費等 ○学校等以外の場合 学習塾やスポーツ教室などに直接支払われる月謝等、通学定期代、留学渡航費、学校等に入学・転入学・編入学するにあたって必要となる転居に伴う交通費等。 ※詳しくは店頭にてご照会いただくか、または文部科学省のホームページ等をご参照ください。</li> </ul>
<p>4. 口座開設に必要な書類等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 預金者（お孫さま等）の保険証・運転免許証等ご本人確認資料</li> <li>2. 預金者（お孫さま等）が未成年の場合、親権者さま（父母さま等）が代理としてお手続きを行うこととなります。その場合、親権者さまのご本人確認資料も必要となります。</li> <li>3. 預金者（お孫さま等）のご印鑑（預金者が未成年の場合、親権者さまによる代理人取引となりますので、親権者さまのご印鑑も必要となります。）</li> <li>4. 預金者（お孫さま等）の前年合計所得金額を明らかにする書類（源泉徴収票の写し等） ※扶養親族である場合や合計所得金額がない場合等は不要です。</li> <li>5. 贈与者（祖父母さま等）と預金者（お孫さま等）との関係がわかる戸籍謄本、抄本、住民票の原本をご用意ください。</li> </ol>

<p>5. お預け入れ方法</p> <p>(1) 預入方法</p> <p>(2) 預入金額</p> <p>(3) 預入単位</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随時預入（口座開設店の窓口のみ）</li> <li>※ 2ヶ月以内に直系尊属から贈与された金銭を預入いただきます。</li> <li>※ 預入にあたっては、口座開設店の窓口で「贈与契約書」および「教育資金非課税申告書」等を提出いただきお預け入れいただきます。</li> <li>※ 「贈与契約書」につきましては店頭に雛型をご用意してあります。</li> <li>※ 「教育資金非課税申告書」等につきましても当金庫でのご用意してあります。</li> <li>・ 1円以上1,500万円以下</li> <li>・ 1円単位</li> </ul>
<p>6. お引き出し方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として預金者の教育資金の支払いにあてる場合に限り払い戻しできます。</li> <li>※ 口座開設店の窓口のみ</li> <li>※ 専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。</li> <li>※ また、領収書の発行日より1年経過後のお引き出しはできません。</li> <li>※ 詳しくは店頭にてご照会いただくか、または文部科学省のホームページ等をご参照ください。</li> </ul>
<p>7. 利息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払方法</p> <p>(3) 計算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変動金利</li> <li>・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。</li> <li>・ 年2回（3月、9月）の当金庫所定の日により元金に組み入れます。</li> <li>・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。</li> </ul>
<p>8. 税金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます）</li> <li>※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</li> </ul>
<p>9. 手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規口座開設手数料11,000円（消費税込み）</li> <li>・ 口座管理手数料は無料です。</li> </ul>
<p>10. 付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マル優の取扱いができます。</li> </ul>
<p>11. 中途解約時の取扱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として中途解約はできません。</li> <li>ただし、預金者が、</li> <li>① 30歳（令和1年7月1日以後に30歳に達する場合は、学校在学等を条件に最長40歳）になられた日</li> <li>② お亡くなりになられた日</li> <li>③ 口座残高がゼロとなり、預金者と当金庫の間で契約終了の合意が得られた場合は、口座は解約となります。</li> <li>※ 詳しくは店頭にてご照会いただくか、または文部科学省のホームページ等をご参照ください。</li> </ul>
<p>12. 金利情報の入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</li> </ul>

<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120 - 31 - 3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 5524 - 5671）にお申し出いただくことも可能です。</li> <li>・ 上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、②第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、③第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。</p>
<p>14. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</li> </ul> <p>（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>